能認為語言語

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会社 会福祉施設経営相談室 TEL 076(432)6219 FAX 076(432)6532

令和 4 年 6 月 20 日 No. 1 5 7

短時間労働者の社会保険に加入要件について

令和4年10月から、短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険が、適用拡大されます。 (年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号))

- (1) 厚生年金保険及び健康保険の適用拡大
 - ① 多様な就労を年金制度反映するため、被用者保険の適用拡大を実施し、対象となる企業は、次の通りです。

現在の適用範囲	
従業員数 500 人以上	\Rightarrow

令和4年(2022年)10月以降	令和6年 (2024年) 10月以降
従業員数 101 人以上	従業員数 51 人以上

- ※ 上記の、従業員数とは、次の、a、b に該当する従業員です。
- a. (フルタイムの従業員数) + (週の労働時間が、フルタイム従業員の、3/4 以上の 従業員数)の合計になります。
- b. 従業員数には、パート労働者、アルバイト労働者も含みます。
- (2) 新たな、社会保険加入対象者の把握については、次の、(ア) ~ (エ) の全ての項目に該当する、**☑**の方々が、加入対象になります。
 - □ (ア) 週の所定労働時間が、20 時間以上
 - □ (イ) 月額賃金が、88,000 円以上
 - □ (ウ) 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
 - □(エ)学生でない(休学中や夜間学生は、加入対象になります)

《詳細については、年金事務所にてご確認下さい。》

法人・施設 経営の様々な問題にお答えします

社会福祉施設経営相談室

社会福祉法人・福祉施設の経営・運営に関する相談(施設利用者、法人運営、労務管理、会計・税務等)を受けています。日常の施設運営に関わる相談の他、弁護士、公認会計士・税理士、社会保険労務士がそれぞれの専門分野の相談に応じます。相談内容は<mark>秘密を厳守しており、相談は無料です。</mark> 富山県社会福祉協議会ホームページにある<u>指定の相談票</u>にご記入のうえ、FAXにてご相談ください。

富田県住会福祉協議会ホームペーンにある<u>指定の相談票</u>にこ記入のうえ、FAXにてこ相談くたさい。 電話による相談も対応いたしますが、正確を期する意味で、できるだけFAXでのご相談をおねがい します。また、内容により専門経営指導員と連絡をとり対応いたします。

※通常、数日以内にご回答しておりますが、相談内容によってはご回答までに1週間前後かかることがあります。

- 月曜~金曜(祝祭日、年末年始休) 9時~17時
- O TEL 076-432-6219 O FAX 076-432-6532

富山県社会福祉協議会ホームページ⇒『福祉サービスの向上』⇒『福祉施設の経営相談』⇒『相談票』

施設経営のQ&A

法人運営、労務管理、会計・税務、法律相談等、専門指導員が的確なアドバイスで応援します。

「重要性の原則」

社会福祉法人会計における「重要性の原則」について教えて下さい。

社会福祉法人会計において、適用機会が多い原則として「重要性の原則」があります。会計基準には次の通り規定されています。

基準第2条第1項第4号

重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及 び手続並びに計算書類の表示方法の適用に際して、 本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法による ことができること。

会計上は、本来会計処理の原則及び手続あるいは、 計算書類への表示について、定められた方法等に従っ て正確な計算・表示等を行うべきものです。

しかし、金額的、内容的に重要性が乏しいものについては、そのような厳密な処理を必ずしも要求せず、 他の簡便な方法も認めるという原則が重要性の原則です。

重要性の原則については、「局長通知」で次の適用例が挙げられています。

局長通知

1 重要性の原則の適用について

重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

- (1)消耗品、貯蔵品等のうち、重要性が乏しいもの については、その買入時又は払出時に費用として 処理する方法を採用することができる。
- (2) 保険料、賃借料、受取利息配当金、借入金利息、 法人税等にかかる前払金、未払金、未収金、前受 金等のうち重要性の乏しいもの、または毎会計年 度経常的に発生しその発生額が少額なものにつ いては、前払金、未払金、未収金、前受金等を計 上しないことができる。
- (3)引当金のうち、重要性の乏しいものについては、これを計上しないことができる。
- (4)取得価額と債券金額との差額について重要性が 乏しい満期保有目的の債券については、償却原価 法を適用しないことができる。
- (5) ファイナンス・リース取引について、取得した リース物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の 賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う ことができる。
- (6)法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。なお、財産目録の表示に関しても重要性の原則が適用される。

上記の代表的な例を挙げると、次の通りです。

「社会保険の適用拡大 |

→後の社会保険の適用拡大の際に、従業 員数のカウント方法は、どのように行った らよいのでしょうか。

↑ リーフレット、「厚生労働省から法律 改正のお知らせ」によると 従業員数をカウントする際の従業員数 は、

- ・A=フルタイムの従業員数。
- ・B=週労働時間及び月の労働日数がフルタイムの、3/4以上の従業員。 (※従業員には、パートタイム労働者、アルバイトを含みます。)
 - ・上記の、A+B の合計=現在の厚生 年金保険の適用対象者となります。
 - ・原則として、従業員数の基準を常時上 回る場合には、適用対象になります。
- ※自主的に判断し、速やかに届け出てください。なお、直近12ヶ月のうち6ヶ月間で、基準を上回る場合には日本年金機構に於いて適用します。
 - ・法人は、法人番号が同一の全企業を合計して、個人事業所は個々の事業所ご とにカウントします。

詳細は、厚生労働省の、「従業員が 500 人以下の事業主のみなさまへ」社会保険 適用拡大ガイドブックを、参照下さい。 https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/ pdf/guidebook_jigyonushi.pdf

- (1)郵便切手を購入時に「通信運搬費」として費用処理して、期末に残った分も「貯蔵品」としては計上しない。
- (2) 期の途中(例えば8月)に支払った1年 分の保険料を全額その年度の「保険料」として 費用処理して、次期に対応する分を「前払費 用」に計上しない。
- (3) 徴収不能引当金について、金額的重要性が少ないことを理由に計上しない。